

# **湖 西 市 地 域 防 災 計 画**

## **風 水 害 対 策 編**



# 湖西市地域防災計画 風水害対策編

## 目 次

### 第1章 総 則

第1節 過去の顕著な災害	4-1- 1
第2節 予想される災害と地域	4-1- 2

### 第2章 災害予防計画

第1節 総則	4-2- 1
第2節 河川災害予防計画	4-2- 1
第3節 海岸保全災害防除計画	4-2- 4
第4節 港湾漁港保全災害防除計画	4-2- 5
第5節 道路・橋梁災害防除計画	4-2- 5
第6節 土砂災害防除計画	4-2- 6
第7節 山地災害防除計画	4-2- 9
第8節 林道災害防除計画	4-2- 9
第9節 農地災害防除計画	4-2- 10
第10節 倒木被害除去計画	4-2- 10
第11節 盛土災害防除計画	4-2- 11
第12節 避難情報の事前準備計画	4-2- 11
第13節 避難誘導体制の整備計画	4-2- 12
第14節 防災知識の普及計画	4-2- 13
第15節 自主防災活動	4-2- 14

### 第3章 災害応急対策計画

第1節 市災害対策本部	4-3- 1
第2節 情報収集・伝達	4-3- 1
第3節 広報活動	4-3- 1
第4節 水防組織	4-3- 1
第5節 指定水防管理団体	4-3- 2
第6節 水防に関する予警報	4-3- 2
第7節 通信連絡	4-3- 3
第8節 非常配備体制	4-3- 4
第9節 水防信号及び水防標識	4-3- 4
第10節 水防区域の危険箇所	4-3- 4
第11節 避難のための立退	4-3- 4
第12節 水防資機材の整備及び調達	4-3- 5

第4章 復旧・復興対策	4-4- 1
-------------	--------

計画の沿革	4-4- 2
-------	--------

# 第1章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」（以下「法」という。）第42条の規定により、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、市及び防災機関が行うべき市の地域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定める。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。

章	記載内容
第1章 総 則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災 害 予 防 計 画	総則、河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾漁港保全災害予防計画、道路・橋梁災害防除計画、土砂災害防除計画、治山災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第3章 災害応急対策計画	市災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体、水防に関する予警報、通信連絡、非常配備体制、水防区域の危険箇所、避難のための立退、水防資機材の整備及び調達
第4章 復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策

## 第1節 過去の顕著な災害

### 1 風水害

#### (1) 台風

県下に大被害を与えた主な台風経路を大別すると、以下の3つの経路となる。

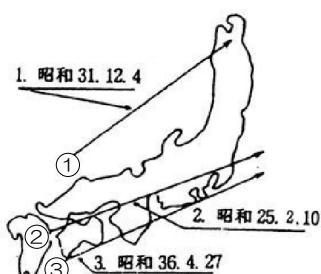
経路	状況
県下を南西方向から北東進するもの	この経路をとると、県の最も家屋密集地帯が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起こりやすい。例として、平成2年9月30日の台風20号がある。※資料編(23-2) <過去の災害(風水害)>
伊豆半島を南西からかすめて北東進するもの	この経路のときは、伊豆の山岳部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。
県の南部から、駿河湾を北上するもの	この経路をとると、北部山岳部で特に雨量が多くなる傾向がある。また、海岸地方で特に風が強まり、うねりによる被害も大きい。

上記、3つの経路以外にも、湖西市から離れた場所を台風が通過することで湖西市付近に停滞する前線を刺激し豪雨をもたらす場合がある。昭和49年7月7日に発生した「七夕豪雨」では、対馬海峡を通過した台風第8号の影響により梅雨前線の活動が活発化し、湖西市においても大雨となった。

#### (2) 低気圧

低気圧による被害は、大雨と強風によるものである。

県下に影響する低気圧の経路は、右図のようになる。



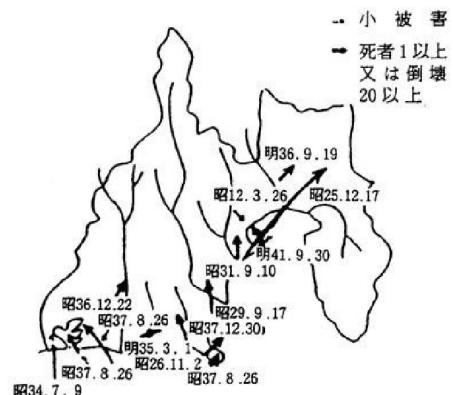
①の経路のときは、これに伴う寒冷前線の突風や竜巻による被害が多い。例として、昭和49年7月7日の台風8号及び梅雨前線による集中豪雨がある。※資料編（23-2）<過去の災害（風水害）>

②③の経路のときは大雨になることが多く、中心も近いため風も強まる。

また①と②が同時に起こり大雨を降らせることも多い。

## 2 竜巻

竜巻は寒冷前線や台風に伴うものが多い。予測が難しいうえに、瞬間に大被害を与えるので予防が困難である。※資料編（23-2）<過去の災害（風水害）>



県下を襲った竜巻の発生地と経路  
(明33～昭39)

## 3 地すべり等

近年、大規模な地滑り等は発生していないが、春から夏にかけての豪雨時期に発生しやすいほか、長雨や台風で降水量が多い場合に小規模ながけ崩れ等が発生している。

## 4 土石流

(1) 令和3年7月3日、熱海市伊豆山地区で発生した土石流は、逢初川の源頭部（海岸から約2km上流、標高約390m付近）から逢初川に沿って流下した。

(2) この土石流により被災した範囲は、延長約1km、最大幅約120mにわたり、死者27人、行方不明者1人、住家全壊53棟など甚大な被害をもたらした。

# 第2節 予想される災害と地域

## 1 風水害

市内の主要河川は、河川整備を進めているが気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっている。災害は予期されない事態によって起こるもので、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。

季節的には特に、6～7月の梅雨前線活動の活発化によるもの、また、8～10月にかけての台風による暴風雨、豪雨などの災害が予想される。なお、10～11月にも発達した低気圧の通過で局地的豪雨に見舞われることがある。※資料編（23-2）<過去の災害（風水害）>

## 2 高潮・高波

遠州灘に面した海岸線は平坦で防潮堤が整備され、高潮、高波の被害は僅かであると考えられる。

## 3 土石流・地すべり・崖崩れ

本市における土砂災害警戒区域は230箇所（令和5年3月31日現在）あり、このうち、土石流による警戒区域は5箇所、急傾斜地の崩壊による警戒区域は225箇所である。また、土砂災害特別警戒区域の指定箇所は222箇所（令和5年3月31日現在）あり、このうち、土石流による特別警戒区域は3箇所、急傾斜地の崩壊による特別警戒区域は219箇所であり、降雨時や地震時の被害が予想される。

なお、これらの地域以外の自然斜面でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 総則

災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定める。

市及び県は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

市及び県は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市又は県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

市及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地区画整理事業を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地区画整理事業の推進に努めるものとする。

市、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落、飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

### 第2節 河川災害予防計画

#### 1 現況

市内には、県管理の2級河川7本と市管理の準用河川17本がある。これらの河川は、資料編(22-2) <河川の概況>に示すとおりである。これを図化すると資料編(22-3) <湖西市主要河川水系図>となる。

これらの河川は昭和40年代において多くの水害をもたらしてきたが、近年の河川改修事業により2級河川の整備も順調に進んでいる。

また、準用河川についても、山口川、日の岡川、カン寺川、古見川、一の宮川の改

修も順次整備を推進し、治水対策の拡充を図ってきている。

農業用排水路は各種の農業基盤整備事業により整備が進められてきたが、設備のなかには老朽化の目立つものがある他、未改修の水路も多く、周辺の住宅や開発の進展に伴い改良整備の必要性が高まっている。

## 2 整備計画

### (1) 河川の整備

市内の水防危険箇所は、資料編（4-4）<水防危険箇所>のとおりである。また、土石流危険渓流として資料編（4-1）<土石流危険渓流>の河川が指定されている。

これらの被害を未然に防ぐために、河川台帳の整備をはじめとして、2級河川の積極的な改修促進をはかるとともに、準用河川、普通河川の改修を推進しなければならない。また、開発による下流河川への影響に配慮し、必要な調整池の設置指導を開発者に行う。

### (2) 用排水路・集落排水路の整備

農業用排水路は、土地利用状況を踏まえ、農道整備、ほ場整備事業にあわせて必要度の高いものから整備を進めていく。集落排水路は、道路整備にあわせて改修していく。

## 3 浸水想定区域の指定と通知

県又は市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、県知事にあっては関係市町の長に通知する。

## 4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第2節3を参照）（以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、湖西市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

市は市地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。

ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施

設) で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。

イ 要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの。

ウ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。

上記のうち、要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

エ 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を策定したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を策定していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

オ 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

カ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。

キ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

ク 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自営水防組織を置くように努めなければならない。なお、自営水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自営水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、

防災のための必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

## 5 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携対策を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

# 第3節 海岸保全災害防除計画

## 1 本市海岸の特徴

本市の海岸は遠州灘沿岸であり、延長は約10kmである。

海底勾配もゆるく砂浜が発達しているが、河川からの流出土砂の減少や沿岸構造物により漂砂が阻止されることなどにより、近年では浸食が全域で顕在化している。

## 2 海岸保全事業の要望

海岸の浸食防止のため、海岸施設の整備が必要であるが、整備についてはアカウミガメの産卵地でもあることから自然環境に配慮した整備を国・県に求める。

## 3 高潮浸水想定区域の指定及び周知等

県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあり水防法に基づく高潮特別警戒水位を定める海岸のほか、高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表し、高潮浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項は、第1節4のとおり。

市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

## 第4節 港湾漁港保全災害防除計画

市内の港湾・漁港は、出入漁港、鷺津漁港、浜名港の3港であるが、全て都田川水系である浜名湖内に位置する。

いずれも大型船舶の係留が可能でない港であるが、災害時には海上輸送の拠点とも成り得るので災害防除が必要である。

また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について建設業者等との協定締結に努めるとともに過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。

併せて、港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

さらに、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防ぐため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。

## 第5節 道路・橋梁災害防除計画

### 1 現況

市内の道路・橋梁の状況は、資料編（10-4）<道路・橋梁の状況>及び、資料編（10-8）<都市計画道路の状況>に示すとおりである。

道路は避難、救助、応急対策等の緊急活動の他延焼防止にも有効であり、災害予防面からみた場合、都市計画道路の整備と既存道路の機能確保の観点にたって推進する必要がある。

### 2 基本構想

市内には、国道や県道などの主要幹線道路、市内の各地区を結び、又は主要幹線道路に接続する幹線道路、生活に密着した生活関連道路、農業振興のための農道などの道路がある。これらの道路の整備はいまだ十分とは言えず、慢性的な交通混雑の発生する箇所や危険な箇所が市内に点在している。このため、安全性の点からも、体系化された道路網の整備が急がれており、体系的な道路網の確立と広域ネットワーク機能の強化を図るため、国道301号や県道の整備を促進し、都市計画道路などの幹線道路の整備を促進していく。また、日常生活を快適にするため、生活道路の狭い箇所の解消や交通安全施設の整備を推進していく。

### 3 整備計画

（1）国道、県道整備については、県及び関係市町と協力しながら道路改良等の整備を

促進する。

- (2) 都市計画道路の整備については、広域的な直接の強化を進めるとともに、効率的な整備手法により事業推進する。
- (3) 市道の整備については、国道、県道等の広域幹線道路とのネットワーク機能を強化するため、幹線道路の整備を推進し、生活道路における幅員狭小道路の拡幅や舗装及び側溝整備を進めるとともに、道路パトロールを強化し、道路損傷箇所の把握と迅速な対応を進める。
- (4) 農道の整備については、農業の振興上、必要度の高いものから整備を進めるとともに、農村基盤総合整備パイロット事業地内の未舗装幹線道路の舗装を推進する。
- (5) 橋梁の整備については、道路整備や河川改修にあわせて、改良整備を進める。
- (6) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

## 第6節 土砂災害防除計画

### 1 現況

国内の土砂災害による死傷者数は、他の災害に比例し多い傾向にある。これは斜面崩壊が火災や水害と異なり、危険な状況が把握できないうちに一気に発生することが多いため、十分な避難体制がとれないことに起因する。土砂災害は、後述する警戒雨量以下でも発生することがあり、また、地震時においては事前の発生予知情報に頼る他ないのが現状である。従って、土砂災害に対しては土砂防護施設の設置、又は危険箇所からの移転が最良の予防策となる。本市における土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地崩壊危険箇所（傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内、急傾斜地の下端から急傾斜地高さ2倍（50メートルを超える場合は50メートル）以内の区域）は資料編（4-3）＜土砂災害警戒区域指定箇所＞に示すとおりである。

### 2 防災上の問題点

- (1) 急傾斜地の危険箇所に対しては、崩壊防止工事による安全の確保が最も望ましいが、現行制度による崩壊防止事業のみでは早急な解決はきわめて困難である。しかし、急傾斜地対策の前提条件にもなる急傾斜地崩壊危険区域の指定については、危険度等地区の実情を考慮のうえ極力地区指定を行う必要がある。また、崖地近接危険住宅移転事業の対象となる既存不適格住宅に対して、個々に実情を考慮のうえ、住宅移転への誘導を積極的に図らなくてはならない。
- (2) 急傾斜地対策は、崩壊による災害から人命をまもるためにあらゆる対策がとられなければならないが、危険箇所周辺の土地所有者や被災のおそれのある市民に対しては「自らの生命は自ら守る」という不斷の自覚を促すとともに、法面保護、排水

路、小崩壊対策等の小規模工事を実施させるよう指導強化を図らなければならない。

### 3 土砂災害防止法の施行

(1) 土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域において、次の事項を定める。

※資料編（3-1）<避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）>

範囲	内 容	
区域ごと	<p>ア 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項            イ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他）の主として防災上の配慮を有する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地</p>	
範囲	区分	内 容
区域に共通する事項	情報収集	<p>ア 警戒体制が指令されたとき、又は災害の発生のおそれがあると認めたときは、危険区域のパトロール隊を派遣し、情報の収集を行うものとする。            この場合のパトロール隊の派遣については、資料編（1-7）&lt;湖西市災害対応マニュアル&gt;の第2次配備体制職員及び消防団とする。</p> <p>イ 情報の内容は、危険区域及びその付近における降雨量、その他危険区域内の災害のおそれのある異常現象（急傾斜地の地表水、湧水亀裂、竹木等の傾斜、人家等の損傷等）、市民及び滞在者の数等とする。</p> <p>ウ 情報は原則として、市災害対策本部へ通報する。</p>
	情報伝達	<p>ア 伝達方法            「共通対策編 第3章 第4節 通信情報計画」及び「共通対策編 第3章 第5節 災害広報計画」により伝達する。</p> <p>イ 伝達事項            (ア) 気象予警報の発表及び解除に関する事項            (イ) 雨量            (ウ) 避難指示及びその解除に関する事項            (エ) その他必要と認める事項</p>
	避難訓練	市は県と連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。
	救助	「共通対策編 第3章 第7節 避難救出計画」により措置する。
	警戒体制	<p>ア 危険区域の警戒体制を第1警戒体制及び第2警戒体制とし、気象予警報、降雨量及び危険区域内の災害の発生するおそれのある異常な現象等によりそれぞれ市長が認めた場合に指令する。※資料編（5-1）&lt;気象注意報、警報種類及び発表基準&gt;</p> <p>イ 警戒体制が指令されたときは、概ね次にかかげる事項を行う。            (ア) 第1警戒体制            ①危険区域に対する警戒巡回            ②市民に対する広報</p>

		<p>③その他、状況により市長が必要と認める事項</p> <p>(イ) 第2警戒体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市民に対する避難準備の広報</li> <li>②法第56条に規定する必要な通知又は警告</li> <li>③法第59条に規定する事前措置</li> <li>④法第60条に規定する避難の指示</li> </ul> <p>⑤その他、状況により市長が必要と認める事項</p> <p>エ 危険区域内における警戒体制の基準雨量</p> <p>下表及び静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムを参考とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>降水量 体制</th><th>前日までの連 続雨量が 100mm以上あ った場合</th><th>前日までの連 続雨量が40～ 100mmあった 場合</th><th>前日までの連 続降雨が40mm 未満の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制</td><td>当日の日雨量 が50mmを超 えたとき</td><td>当日の日雨量 が80mmを超 えたとき</td><td>当日の日雨量 が100mmを超 えたとき</td></tr> <tr> <td>第2警戒体制</td><td>当日の日雨量 が50mmをこえ 時雨量30mm程 度の強雨が降 り始めたとき</td><td>当日の日雨量 が80mmをこえ 時雨量30mm程 度の強雨が降 り始めたとき</td><td>当日の日雨量 が100mmを超 え時雨量30mm 程度以上の強 雨が降り始め たとき</td></tr> </tbody> </table>	降水量 体制	前日までの連 続雨量が 100mm以上あ った場合	前日までの連 続雨量が40～ 100mmあった 場合	前日までの連 続降雨が40mm 未満の場合	第1警戒体制	当日の日雨量 が50mmを超 えたとき	当日の日雨量 が80mmを超 えたとき	当日の日雨量 が100mmを超 えたとき	第2警戒体制	当日の日雨量 が50mmをこえ 時雨量30mm程 度の強雨が降 り始めたとき	当日の日雨量 が80mmをこえ 時雨量30mm程 度の強雨が降 り始めたとき	当日の日雨量 が100mmを超 え時雨量30mm 程度以上の強 雨が降り始め たとき
降水量 体制	前日までの連 続雨量が 100mm以上あ った場合	前日までの連 続雨量が40～ 100mmあった 場合	前日までの連 続降雨が40mm 未満の場合											
第1警戒体制	当日の日雨量 が50mmを超 えたとき	当日の日雨量 が80mmを超 えたとき	当日の日雨量 が100mmを超 えたとき											
第2警戒体制	当日の日雨量 が50mmをこえ 時雨量30mm程 度の強雨が降 り始めたとき	当日の日雨量 が80mmをこえ 時雨量30mm程 度の強雨が降 り始めたとき	当日の日雨量 が100mmを超 え時雨量30mm 程度以上の強 雨が降り始め たとき											
	要配慮者利 用施設の所 有者等に対 する指示等	<p>ア 土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。</p> <p>ウ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</p>												
	住民への周 知	市長は、地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民等に周知させるため、これらの												

		事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
	避難指示等の発令	市は土砂災害警戒情報が発表された場合、厳重な警戒に努めるとともに、土砂災害警戒区域に住む住民等（資料編（4-3）<土砂災害警戒区域指定箇所>）に対し、土砂災害警戒情報補足情報配信システムを活用し、避難指示を発令する。※資料編（3-1）<避難情報等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）>
	避難指示等の解除	市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。
	事業者の対応	事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

## 第7節 山地災害防除計画

### 1 山地災害危険地区

県は地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に設定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。※資料編（4-5）<山腹崩壊流出危険地区一覧表>

### 2 治山事業

荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。事業推進は国や県など関係機関に要請する。

3 市及び県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等ハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

## 第8節 林道災害防除計画

林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められてお

り、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるので、計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

## 第9節 農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に充分な調査を行い、農業基盤整備と並行して各種事業を積極的に進める。

### 1 ため池等整備事業

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定するとともに、地震や豪雨・劣化による決壊を防止するため、調査及び防災工事を実施し、利用実態のないため池については廃止を進める。

市内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回／年

イ 定期点検を行う者：ため池の管理者

防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が高いため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

### 2 たん水防除事業

上流の急激な開発の進行により河川の流下能力が著しく低下したため、これを起因とする農地や農業用施設へのたん水被害が多く見られるようになってきた。

このため、本事業を実施することで排水機場の新設や改修を行い、適切な排水機能を確保するとともに並行して雨水調整池の整備も行い、併せて農地等を効果的にたん水被害から保護するものである。

## 第10節 倒木被害防除計画

市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、市は、災害未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

## 第11節 盛土災害防除計画

- 1 市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。
- 2 市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。
- 3 市は、県の設置する「静岡県盛土等対策会議」地域部会等の機会を通じ、県等の関係機関と連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

## 第12節 避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

### 1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それ以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険が及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

- (2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にす

るなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

(3) 沿岸市町は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努めるものとする。なお、本市において洪水予報河川及び水位周知河川は指定されていない。

## 2 住民への周知・意識啓発

(1) 市は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市は防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 市は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が作成した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

## 第13節 避難誘導体制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型の工夫をすることにより災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達

体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

#### 第14節 防災知識の普及計画

原則として、共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節 防災知識の普及及び風水害対策編 第2章 災害予防計画 第11節 避難情報の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発に準ずる。

加えて、市は、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

1 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。

2 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

3 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

4 高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マ

ニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

## 第15節 自主防災活動

(共通対策編 第2章災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」及び第9節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。)

## 第3章 災害応急対策計画

この計画は、「水防法」（昭和24年法律第193号）に基づき市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定する他、風水害に対する市の対応を定め、もって管下各河川、湖沼、海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画」及び「湖西市水防計画書」による。※資料編（6-1）<水防計画>

### 第1節 市災害対策本部

災害対策本部については「共通対策編 第3章 第2節 組織計画」に準ずる。ただし、市災害対策本部設置前は水防本部により対策を行う。※資料編（6-1）<水防計画>

### 第2節 情報収集・伝達

（共通対策編 第3章 第4節「通信情報計画」に準ずる。）

### 第3節 広報活動

（共通対策編 第3章 第5節「災害広報計画」に準ずる。）

### 第4節 水防組織

区分	内 容
水防責任等	市の水防責任は「湖西市水防計画」（第1章第3節）に定めるところによる。
水防組織	<p>(1) 水防本部 水防本部体制は「湖西市水防計画」（第2章）のとおりとする。</p> <p>(2) 事務分掌 水防本部組織及び事務分掌については、湖西市災害対応マニュアル「災害対策事務分掌」資料編（1-7）による。</p>

## 第5節 指定水防管理団体

(湖西市水防計画 第1章及び第12章に準ずる。)

## 第6節 水防に関する予警報

### 1 「水防活動」の気象注意報・気象警報等

(湖西市水防計画 第8章 第3節「水防に関する予警報」に準ずる。)

### 2 洪水予報

(湖西市水防計画 第8章 第3節「水防に関する予警報」に準ずる。)

### 3 水防警報

(湖西市水防計画 第8章 第3節「水防に関する予警報」に準ずる。)

### 4 沔濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報

(湖西市水防計画 第8章 第3節「水防に関する予警報」に準ずる。)

### 5 水位の観測及び雨量観測

(湖西市水防計画 第8章 第3節「水防に関する予警報」に準ずる。)

### 6 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報

(湖西市水防計画 第8章 第3節「水防に関する予警報」に準ずる。)

### 7 高潮特別警戒水位の水位到達情報

(湖西市水防計画 第8章 第3節「水防に関する予警報」に準ずる。)

### 8 情報連絡体制

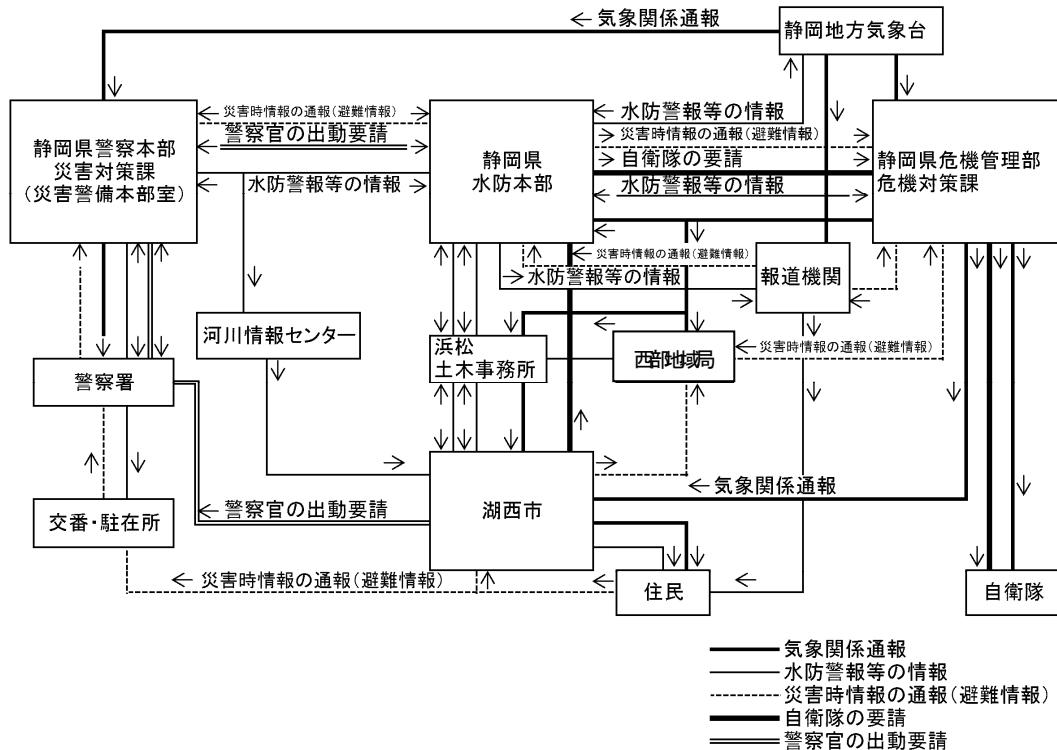
(湖西市水防計画 第8章 第3節「水防に関する予警報」に準ずる。)

### 9 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

## 第7節 通信連絡

### 1 水防区（土木事務所）と水防管理者間の連絡（電話番号、連絡責任者）



### 2 水防関係機関

名称	電話番号	FAX
市消防本部	053-574-0119	053-574-0215
県警察本部 災害対策課	054-271-0110 (内線 4908)	054-255-0391
県浜松土木事務所	053-458-7268	053-458-7194
県水防本部	054-221-3259	054-221-3260
県西部地域局	0538-37-2204	0538-37-3678
県危機管理部 危機対策課	054-221-2072	054-221-3252
静岡地方気象台	054-282-3833	054-283-6922
湖西警察署	053-574-0110	
鷺津駅前交番	053-575-0020	
新所原駅前交番	053-578-0034	
知波田交番	053-578-2439	
白須賀交番	053-579-0019	
新居町交番	053-594-0011	

### 3 消防団

※資料編 (8-5) <湖西市消防無線一覧表>

### 4 上流水防管理者との連絡

浜松市本庁 053-457-2111

浜松市北区役所 053-523-1111

## 第8節 非常配備体制

※資料編（1-7）<湖西市災害対応マニュアル>

## 第9節 水防信号及び水防標識

### 1 水防信号

「水防法」第20条の規定による水防信号（昭和31年9月28日県規則第75号）は、資料編（6-2）<水防信号>のとおりである。

### 2 水防標識

「水防法」第18条の規定による静岡県水防標識（昭和31年9月28日県告示第939号）は、資料編（1-8）<標識等>のとおりである。

水防のために出動する緊急自動車（「道路交通法」の規定に基づき公安委員会の指定をうけたもの）及び他の水防車両は、優先通行を確保するため、この標識を用いる。

## 第10節 水防区域の危険箇所

市内の重要水防箇所は、水防計画書において示す。

### 1 重要水防箇所

本市において、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所は、資料編（4-4）<水防危険箇所>のとおりである。

## 第11節 避難のための立退

### 1 危険箇所に対する避難箇所

※資料編（4-6）<重要水防箇所に対する避難所等一覧表>

### 2 避難指示者（市長）及び責任者

避難指示者は水防管理者（市長）である。避難指示者は責任者を任命する。

### 3 避難計画

「共通対策編 第3章 第7節 避難救出計画」に準ずる。なお、立ち退き先経路

等に伴う必要な措置を講ずる他、「水防法」第29条に基づき避難のため立ち退くべきことを支持する場合は、湖西警察署長にその旨を連絡する。

## 第12節 水防資機材の整備及び調達

※資料編（6-1）<水防計画>第6章 第1節「水防用資機材の設備の整備」

## 第4章 復旧・復興対策

(共通対策編 第4章「復旧・復興対策」に準ずる。)

## 計画の沿革

平成26年	3月	湖西市地域防災計画風水害対策編	策 定
平成27年	3月	〃	一部訂正
平成28年	3月	〃	一部訂正
平成29年	3月	〃	一部修正
平成30年	3月	〃	一部修正
平成31年	3月	〃	一部修正
令和2年	3月	〃	一部修正
令和3年	1月	〃	一部修正
令和5年	1月	〃	一部修正
令和6年	2月	〃	一部修正